

新潟県病院局管理規程第21号

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年10月1日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分
(略)			(略)		
施設	(略)		施設	(略)	
	事務長（区分3種のものを除く。） 六日町・小出病院事業清算事務所長 中央病院、がんセンター新潟病院及び新発田病院の事務長補佐（局長が定めるものに限る。）	5種		事務長（区分3種のものを除く。） 六日町・小出病院事業清算事務所長 中央病院事務長補佐 がんセンター新潟病院事務長補佐 新発田病院事務長補佐	5種
	(略)			(略)	
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。